

鳥取県（中核市除く）における処遇改善等加算（区分3）に係る研修修了要件の取扱いについて

1 保育所・地域型保育事業所

（1）修了すべき研修及び研修分野

保育所・地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）における処遇改善等加算（区分3）（以下「区分3」という。）の研修修了要件（以下「修了要件」という。）として、修了すべき研修分野及び対象者は以下のとおり。

研修分野		職位（注1）		
		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
保育士等 キャリア アップ研修	専門分野別研修	専門分野別研修の うち3以上の研修 分野	専門分野別研修の うち4以上の研修 分野	職務分野別リー ダーとして担当す る職務分野に対応 する研修分野を含 む1以上の研修分 野
	乳児保育			
	幼児教育			
	障がい児保育			
	食育・アレルギー対応			
	保健衛生・安全対策			
	保護者支援・子育て支援			
	マネジメント研修	必須	×（注2）	×（注2）
	保育実践研修	×（注2）	×（注2）	×（注2）

（注1）各職位については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日付こ成保296・7文科初第250号こども家庭庁育成局長及び文部科学省初等中等教育局長通知）第2の3（1）i及びiiに対応する。

（注2）原則として、マネジメント研修及び保育実践研修を専門分野別研修として取り扱うことはできないが、令和元年度までに受講した研修に限って、専門分野別研修として取り扱うことが可能である。

（2）対象となる研修

ア 保育士等キャリアアップ研修（委託研修）（対象年度：平成29年度以降）

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、鳥取県（以下「県」という。）が事業者へ委託して実施するもの。（県HPに掲載する。）

イ 保育士等キャリアアップ研修（指定研修）（対象年度：平成27年度以降）

平成27年度以降に県や各団体により実施されている研修で「ガイドライン」の内容に相当するとして、県が指定するもの。（県HPに掲載する。）

ウ 園内研修（対象年度：令和３年度以降）

保育所等が企画・実施する園内における研修（以下「園内研修（保育所等）」という。）について、以下の要件を満たす研修を実施した場合には、園内研修（保育所等）の修了者について、対応する保育士等キャリアアップ研修の研修分野に関して１分野最大４時間の研修が短縮される。

園内研修（保育所等）を実施する場合は、研修の実施前に、県へ園内研修（保育所等）の届出を行い、研修実施後は実施報告を行うこと。（「鳥取県保育士等キャリアアップ研修の指定等に係る取扱要領」（平成３０年１月９日付第２０１７００２２４５９２号鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課長通知）（以下「取扱要領」という。）のとおり。）

区分	園内研修(保育所等)の要件
研修実施者	保育所等の施設長が主催するもの
研修の講師	指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者
研修の分野・内容	研修の目的及び内容が明確に設定されており、ガイドラインに定める研修分野が設定されているとともにその内容がガイドラインに沿ったものとなっていること
受講者の管理	研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する保育所等において研修修了の証明が可能であること

２ 幼稚園・認定こども園（保育所型認定こども園含む。）

（１）修了すべき研修及び研修時間

幼稚園・認定こども園（保育所型認定こども園含む。）（以下「幼稚園等」という。）における区分３の修了要件として、修了すべき研修内容及び対象者は以下のとおり。

研修内容	職位（注３）		
	中核リーダー	専門リーダー	若手リーダー
教育（・保育）の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	60 時間以上（うちマネジメント研修 15 時間以上必須） 〔上記のうち、園内研修は最大 15 時間まで含めることが可能。〕	60 時間以上（注４） 〔上記のうち、園内研修は最大 15 時間まで含めることが可能。〕	15 時間以上（担当する職務分野に対応する研修を含む） 〔上記のうち、園内研修は最大 4 時間まで含めることが可能。〕

（注３） １（１）（注１）に準ずる。

(注4) マネジメント研修は、原則として、専門リーダーの修了要件を満たす研修として取り扱うことはできないが、専門リーダーが令和3年度末までに受講したマネジメント研修に限って、修了要件を満たす研修として取り扱うことが可能である。

(2) 対象となる研修

幼稚園等の職員が受講すべき研修は、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質（認定こども園においては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等を踏まえて教育及び保育の質）を高めるための知識・技能の向上を目的としたものであること。また、職位に応じて必要な時間数以上を修了すること。（各研修を受講した時間数を合算して考える。エについては、合算できる時間数に上限あり。）

ア 都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）が実施する研修（対象年度：平成27年度以降）

イ 大学等が実施する研修（対象年度：平成27年度以降）

大学等が実施する対象研修の例は以下のとおり。

・幼稚園教諭免許状更新講習（注5）

（注5）小学校教諭の免許状を持っている教諭が、小学校の内容に特化した更新講習を受講する場合等研修内容として適さないものを除く。

ウ 県が認める団体が実施する研修（対象年度：平成27年度以降）

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算（区分3）に係る研修修了要件について」（令和7年9月16日付こ成基202・7初幼教第4号こども家庭庁育成局保育政策課長・こども家庭庁育成局育成基盤企画課長・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長通知。以下「通知」という。）I.2（1）、I.3（1）に定める要件に合致しているものとして、2（3）で県が研修の実施主体と認定した団体（県 HP に掲載する。）

エ 園内研修（対象年度：令和3年度以降）

幼稚園等が企画・実施する園内における研修（以下「園内研修（幼稚園等）」という。）について、以下の園内研修（幼稚園等）の要件を満たす園内研修を実施した場合には、園内研修（幼稚園等）の修了者について、中核リーダー、専門リーダーにおいては15時間以内、若手リーダーにおいては4時間以内の範囲で受講要件として、修了すべき研修時間に含むことができる。

なお、園内研修（幼稚園等）を対象としたい場合は、区分3の申請時に様式1を添付すること。

区分	園内研修(幼稚園等)の要件
研修実施者	幼稚園等の施設長が主催するもの
研修の講師	指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者
受講者の管理	研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する保育所等において研修修了の証明が可能であること
研修内容	・幼稚園においては、幼稚園教育要領を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの ・認定こども園においては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等を踏まえて教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの

オ 保育士等キャリアアップ研修（委託研修）（対象年度：平成29年度以降）
（注6）（注7）（注8）

カ 保育士等キャリアアップ研修（指定研修）（対象年度：平成27年度以降）
（注6）（注7）（注8）

（注6）マネジメント研修は中核リーダーに限り対象とできる。

専門リーダーのマネジメント研修については、2（1）（注4）の取扱いとする。また、保育実践研修については、1（1）（注2）に準ずる。

（注7）保育所・地域型保育事業所のように必ずしも各研修分野15時間を修了する必要はなく、受講した時間数をそのまま研修時間として算入することができる。

（注8）幼稚園の職員については、「乳児保育」分野は対象の研修とならない。

（3）研修実施主体の認定

幼稚園・認定こども園関係団体が、研修実施主体としての認定を希望する場合は、県へ国作成の別紙様式1により申請すること。（令和元年11月11日付内閣府子ども・子育て本部参事官付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡）

県は申請を審査し、以下3つの基準を満たしており、研修の実施主体として適当と認める場合は、様式2により認定する。

- ① これまで保育教諭・幼稚園教諭・保育士等に対し研修を実施してきた実績を有すること
- ② 実施する研修が体系的に整理されているとともに、個々の研修の目的及び内容が明確となっていること
- ③ 研修終了の証明及び研修受講歴の情報管理を行う能力を有すること

3 修了要件の確認

1 (1)、2 (1) で示す分野数又は時間数の確認のため、区分3の申請時に以下のものを添付すること。

(1) 研修受講歴一覧

原則、県作成の様式を使用すること。ただし、様式に記載の項目があれば、任意の様式でも可能とする。

(ア) 保育所等

施設の保育士等キャリアアップ研修受講歴総括表を提出すること。(様式3)

(イ) 幼稚園等

施設の研修受講歴総括表、個人の受講歴一覧を提出すること。(様式4-1、4-2)

保育士等キャリアアップ研修(委託研修・指定研修)を受講した場合は、その旨を様式4-2の研修名に記載すること。

(2) 各職員が研修を修了していることの証明

表に記載されていない研修や提出書類についても、県が個別に判断し、認める場合がある。

対象となる研修	研修受講の証明として提出するもの	備考
保育士等キャリアアップ研修 (園内研修(保育所等)含む)	保育士等キャリアアップ研修修了証 (注9、10)	
市町村等が実施する研修	市町村等が発行する修了証(注11)	幼稚園等のみ対象
大学等が実施する研修(幼稚園教諭免許状更新講習等)	大学等が発行する研修修了証の写し等の 受講が確認できる書類	幼稚園等のみ対象
県が認めた団体が実施する研修	実施主体が発行する修了証	幼稚園等のみ対象
園内研修(幼稚園等)	園内研修実施状況報告書(様式第1号)	幼稚園等のみ対象

(注9) 保育所等における保育士等キャリアアップ研修の修了証の発行については、

以下のとおり。

- ・委託研修は、全日程の受講をもって、県が研修修了証を発行する。
- ・指定研修は、全日程の受講をもって、各研修実施主体が研修修了証を発行する。
- ・指定研修または県委託研修及び園内研修を受講し、研修受講時間が15時間以上となる分野がある者については、県へ研修修了認定申請書を提出し、県が研修修了を認めた場合に、修了証を発行する。

(手続き及び申請書の様式は、「取扱要領」のとおり。)

(注10) 幼稚園等における保育士等キャリアアップ研修の取扱いは以下のとおり。

- ・委託研修を一部受講し、修了証が交付されていない者について、その研修時間を対象とする場合、修了証の提出は不要。(県で別途確認す

る。)

・指定研修を受講した場合は、研修ごとに修了証を添付すること。

(注11) 修了証が発行されない研修については、復命書、レポート（任意式）等の受講したことが確認できる資料の提出でも可能とする。

(3) 幼稚園等の留意事項

ア 修了証等でマネジメント研修を受講したことが確認できない場合は、当該研修がマネジメント研修に該当することを証明する資料を添付すること。県がその内容を確認できた場合は、該当時間分をマネジメント研修として扱う。

イ 他の加算認定自治体により加算に係る研修を修了していることが確認された研修修了の証明については、県においても引き続き有効とする。

ウ 2 (2) ウの実施主体が実施する研修に関して、区分3に係る研修を修了していることの確認を受けていない研修修了の証明が提出された場合で、県が当該証明を発行した者を研修実施主体として認めていない場合は、区分3に係る研修を修了したことを県において確認することにより有効とする。

4 その他共通事項

(1) 中核市所在の施設については、当該市の取扱いによる。

(2) 区分3の申請を行う施設においては、各対象者が受講した多様な研修の修了状況を把握し、適切に管理すること。

(3) 職員自身の異動・転職等の可能性を考慮し、職員個人が対象研修について自身の研修受講歴に係る記録を取っておくことが望ましい。